

1. 対象となる学生

- 1. 視覚障害、聴覚障害、肢体障害、内部障害及び発達障害を含む精神障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に修学または学校生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 2. 修学上の合理的配慮を希望していること
(上記1と2の両方に該当すること)

2. 申請書類

1. 根拠資料

個々の障害の状況を正確に把握し、適切な支援を行うために使用します

- 適切な医学的診断基準に基づいた診断書（原本）
/発行日より3か月以内のもの
または
 - 障害者手帳や難病医療受給者証など（コピー）
 - 上記に加えて、手元にあれば、障害の状況を示す書類
（標準化された心理検査等の結果と所見、医療所見、大学入学前の支援状況に関する資料など）
- * 根拠資料には、障害種別に応じて有効期限があります。
* 根拠資料の有効期限が学期途中で切れる場合には、該当する学期の開始前に再度提出していただきます。

2. 配慮申請書

修学上の配慮を受けたいという学生本人の意思の表明として、障がい学生支援室との面談で作成します。

お問い合わせ

学生サポートセンター
開室時間 9:30～17:00（平日） @1号館2階
TEL.0422 - 37 - 3807

ホームページ
<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/ogcps.html>

ホームページ内に新規相談受付フォームがあります

3. 申請～合理的配慮提供の流れ

1 面談申し込み

新規相談受付フォームやお電話等で学生サポートセンターへ面談の予約を入れてください



2 配慮案作成

障がい学生支援室との面談

- 根拠資料の提出
- 配慮申請書の作成



* 必要に応じて、学生相談室、大学保健室、学部、そのほか関係部署等と連携して配慮案を作成しますので、作成に時間がかかることがあります。**時期によっては学期内の申請に間に合わない場合があります**ので、お早めにご相談ください。

3 審議

学生サポート運営委員会での審議
(年7回の定期開催)



4 文書配布

科目担当教員へ
合理的配慮文書を配布



5 配慮内容の相談

授業担当教員と個別具体的な
配慮内容を相談



- * 配慮内容は各科目の内容や達成目標等により異なります。
- * 科目ごとに、担当教員へ**ご自身から相談をしてください。**

6 モニタリング

障がい学生支援室との
定期的な面談



- * 状況が把握できないと、支援室から教員へ相談したり、教員からの問い合わせに回答できません。
- 一定期間連絡が取れない場合、(授業期間中の1.5か月～2か月を目安) **支援室からご家族へご連絡することがあります。**

留意事項

合理的配慮にはあたらない可能性のある内容例

- 授業の本質変更にあたることを求めること
- 成績評価において、評価基準の変更を求めること
- 科目において求められる到達目標を達していないにもかかわらず、単位取得を求めること
- 欠席を出席扱いにすることを求めること（出席すること自体が不調の要因となっていたり、治療の妨げになっている場合には、主治医と相談のうえ、治療や休養を優先していただくことがあります）
- 授業方法等の変更を行うことによって、他学生の学修機会の損失となることを求めること
- 大学において人的・物的負担が大きい変更を求めること



学期をまたいで継続申請する場合

- 申請の有効期限は、その学期内です。
- 次学期、次年度への継続申請をご希望の場合は面談時に申し出てください。
- 継続申請の意思や根拠資料が確認できない場合には、申請の継続を見送ることがあります。

成蹊大学では「障がい学生支援に関する基本方針」および「障がい学生等支援実施に関するガイドライン」に基づいて障害のある学生への合理的配慮を提供しています。
<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/shien.html>

不明な点がありましたら、学生サポートセンターまでお気軽にお問い合わせください

